

○環境省令第 号

環境省設置法（平成十一年法律第百一号）第十二条第四項及び環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）第四十九条第二項の規定に基づき、地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十年 月 日

環境大臣 中川 雅治

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令

地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを

新たに追加する。

地方環境事務所組織規則の一部を改正する省令案 新旧対照表
 ○地方環境事務所組織規則（平成十七年環境省令第十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（次長）</p> <p><u>第一条</u> 福島地方環境事務所に次長一人を置く。</p> <p>2 次長は、地方環境事務所長を助け、地方環境事務所の事務を整理する。</p> <p>（保全統括官）</p> <p><u>第二条</u> （略）</p> <p>（削る）</p> <p>（地方環境事務所に置く部）</p> <p><u>第三条</u> 地方環境事務所に、次に掲げる部を置く（福島地方環境事務所に限る。）。</p> <p>総務部</p> <p>環境再生・廃棄物対策部</p>	<p>（新設）</p> <p>（保全統括官）</p> <p><u>第一条</u> （略）</p> <p>（首席調整官及び調整官）</p> <p><u>第一条</u>の二 福島地方環境事務所に首席調整官一人及び調整官六人を置く。</p> <p>2 首席調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画し、並びに調整官の行う職務を統括する。</p> <p>3 調整官は、命を受けて、地方環境事務所の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する。</p> <p>（新設）</p>

中間貯蔵部

2 環境再生・廃棄物対策部長及び中間貯蔵部長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

(総務部の所掌事務)

第四条 総務部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 所長の官印及び所印の保管に関すること。
- 四 機構及び定員に関すること。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 六 地方環境事務所の保有する情報の公開に関すること。
- 七 地方環境事務所の保有する個人情報の保護に関すること。
- 八 地方環境事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること。
- 九 情報システムの管理に関すること。
- 十 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。
- 十一 職員に貸与する宿舍に関すること。
- 十二 庁内の管理に関すること。

(新設)

十三 地方環境事務所の広報及びリスクコミュニケーションに関する政策の企画及び立案に関する総合調整並びに渉外に関すること。

十四 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づく事故由来放射性物質による健康への影響に関する健康管理及び健康不安対策の支援に関すること。

十五 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

十六 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

十七 東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。

十八 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

十九 前各号に掲げるもののほか、地方環境事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

（環境再生・廃棄物対策部の所掌事務）

第五条 環境再生・廃棄物対策部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の十七第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること。

（新設）

-
- 二 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項及び第五十条第四項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関する事。
 - 三 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の処理に関する事。
 - 四 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関する事。
 - 五 放射性物質汚染対処特措法第三十一条第三項の規定による台帳の作成及び管理に関する事。
 - 六 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項、第三項及び第四項並びに第五十条第二項、第三項及び第四項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関する事。
 - 七 指定廃棄物（放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物をいう。以下同じ。）の指定に関する事。
 - 八 特定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事。
 - 九 放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関する事。
 - 十 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規
-

則」という。) 第六条、第八条第一項第一号及び第二項第一号、第九条、第十一条、第二十八条第二号イ及びロ、第三十条第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること。

十一 放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること。

十二 前七号に掲げるもののほか、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関すること並びに放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事務及び事業に関すること。

十三 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること。

十四 仮置場(対策地域内廃棄物及び除去土壌等(放射性物質汚染対処特措法第三十一条第一項に規定する除去土壌等をいう。以下同じ。))の保管を行う場所(第六条第一号に規定する中間貯蔵施設を除く。)をいう。以下同じ。)の設計及び施工方法に関すること(除染特別地域(放射性物質汚染対処特措法第二十五条第一項の除染特別地域をいう。以下同じ。))に係るものに限る。))。

十五 仮置場の保全その他の管理(仮置場における対策地域内廃棄物及び除去土壌等の保管を含む。)に関すること(除染特別地域に係るものに限る。))。

十六 前二号に掲げるもののほか、仮置場に係る事務及び事業に

関すること。

十七 減容化施設（福島県の区域内において特定廃棄物の減容化のための処理を行うために設置される施設（第六条第一号に規定する中間貯蔵施設を除く。）をいう。以下同じ。）の整備に係る調査並びに工事の設計、施工及び管理に関すること。

十八 減容化施設の運営、保全その他の管理（減容化施設における特定廃棄物の保管及び処分を含む。）に関すること。

十九 前二号に掲げるもののほか、減容化施設に係る事務及び事業に関すること。

（中間貯蔵部の所掌事務）

第六条 中間貯蔵部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中間貯蔵（中間貯蔵・環境安全事業株式会社（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵をいう。）を行うために必要な施設（以下「中間貯蔵施設」という。）の整備に係る事務及び事業に関すること。

二 中間貯蔵施設の設計及び施工方法に関すること。

三 中間貯蔵施設に係る電力、水及び情報通信の確保に関すること。

四 中間貯蔵施設の運営、保全その他の管理に関すること。

五 福島県内除去土壌等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第二項に規定する福島県内除去土壌等をいう。以下同じ。）の減容及び再生利用に関すること（環境再生・廃棄物対策部

（新設）

の所掌に属するものを除く。)

六 中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に関する企画及び調整に関すること。

七 中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に係る環境対策及び安全対策に関すること。

八 中間貯蔵施設へ輸送する福島県内除去土壌等の管理及び輸送車両の運行管理に関すること。

(地方環境事務所に置く課等)

第七条 地方環境事務所に、総務部、環境再生・廃棄物対策部及び中間貯蔵部に置くもののほか、次に掲げる課を置く。

総務課 (福島地方環境事務所を除く。)

(削る)

(削る)

(削る)

廃棄物・リサイクル対策課 (北海道地方環境事務所及び福島地方環境事務所を除く。)

環境対策課 (福島地方環境事務所を除く。)

放射能汚染対策課 (関東地方環境事務所に限る。)

(削る)

(地方環境事務所に置く課等)

第二条 地方環境事務所に、次に掲げる課を置く。

総務課 (福島地方環境事務所を除く。)

庶務課 (福島地方環境事務所に限る。)

企画課 (福島地方環境事務所に限る。)

経理課 (福島地方環境事務所に限る。)

廃棄物・リサイクル対策課 (北海道地方環境事務所及び福島地方環境事務所を除く。)

環境対策課 (福島地方環境事務所を除く。)

放射能汚染対策課 (関東地方環境事務所に限る。)

除染対策第一課 (福島地方環境事務所に限る。)

(削る) (削る)

除染対策第二課 (福島地方環境事務所に限る。)

放射能汚染廃棄物対策第一課 (福島地方環境事務所に限る。)

放射能汚染廃棄物対策第二課 (福島地方環境事務所に限る。)

減容化施設整備課 (福島地方環境事務所に限る。)

除染等推進第一課 (福島地方環境事務所に限る。)

除染等推進第二課 (福島地方環境事務所に限る。)

除染等推進第三課 (福島地方環境事務所に限る。)

除染等推進第四課 (福島地方環境事務所に限る。)

調査設計課 (福島地方環境事務所に限る。)

工務課 (福島地方環境事務所に限る。)

輸送課 (福島地方環境事務所に限る。)

管理課 (福島地方環境事務所に限る。)

用地総括課 (福島地方環境事務所に限る。)

用地審査課 (福島地方環境事務所に限る。)

用地補償第一課 (福島地方環境事務所に限る。)

(削る)

(削る)

国立公園課（福島地方環境事務所を除く。）

野生生物課（福島地方環境事務所を除く。）

自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）

2

前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、世界自然遺産専門官、生態系保全専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、首席自然保護官、自然保護官及び国立公園管理官を置く（統括自然保護企画官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、首席自然保護官及び自然保護官については福島地方環境事務所を除き、国立公園調整官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官及び国立公園管理官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、動物愛護専門官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、生態系保全専門官については関東地方環境事務所に限る。）。

用地補償第二課（福島地方環境事務所に限る。）

中間貯蔵施設整備推進課（福島地方環境事務所に限る。）

国立公園課（福島地方環境事務所を除く。）

野生生物課（福島地方環境事務所を除く。）

自然環境整備課（福島地方環境事務所を除く。）

2

前項に掲げる課のほか、地方環境事務所に統括自然保護企画官、国立公園調整官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、動物愛護専門官、国立公園企画官、野生生物企画官、自然環境整備企画官、世界自然遺産専門官、生態系保全専門官、国立公園保護管理企画官、国立公園利用企画官、外客受入施設専門官、首席自然保護官、自然保護官、国立公園管理官、技術企画官、放射線健康管理官及び中間貯蔵技術企画官を置く（統括自然保護企画官、自然再生企画官、生物多様性保全企画官、首席自然保護官及び自然保護官については福島地方環境事務所を除き、国立公園調整官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、動物愛護専門官については関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、近畿地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園企画官、野生生物企画官及び自然環境整備企画官については北海道地方環境事務所、中部地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、世界自然遺産専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、生態系保全専門官については関東地方環境事務所に限り、国立公園保護管理企画官及び国立公園利用企画官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、中国四国地方環境事務所、

(総務課の所掌事務)

第八条 (略)

(削る)

及び九州地方環境事務所に限り、外客受入施設専門官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、国立公園管理官については北海道地方環境事務所、東北地方環境事務所、関東地方環境事務所、中部地方環境事務所、中国四国地方環境事務所及び九州地方環境事務所に限り、技術企画官、放射線健康管理官及び中間貯蔵技術企画官については福島地方環境事務所に限る。)

(総務課の所掌事務)

第三条 (略)

(庶務課の所掌事務)

第三条の二 庶務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 所長の官印及び所印の保管に関すること。
- 四 機構及び定員に関すること。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 六 地方環境事務所の保有する情報の公開に関すること。
- 七 地方環境事務所の保有する個人情報の保護に関すること。
- 八 地方環境事務所の所掌事務に関する総合調整（企画課の所掌に属するものを除く。）に関すること。

(削る)

九 情報システムの管理に関すること。

十 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十一 職員に貸与する宿舎に関すること。

十二 庁内の管理に関すること。

十三 広報に関すること。

十四 前各号に掲げるもののほか、地方環境事務所の所掌事務で他の所掌に属しないものに関すること。

(企画課の所掌事務)

第三条の三 企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方環境事務所の所掌事務に関する政策の企画及び立案に関する総合調整に関すること。

二 福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第十七条の十七第一項に基づく土壌等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

三 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第二項において準用する平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法（平成二十三年法律第百十号。以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）第四十九条第四項及び第五十条第四項に基づく報告徴収、立入検査及

び収去に関すること。

四 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の処理に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

五 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること。

（経理課の所掌事務）

第三条の四 経理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。

二 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

三 東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。

四 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務）

第四条 廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。）に係る輸出移動書類及び輸入移動書類に係る届出

（廃棄物・リサイクル対策課の所掌事務）

第九条 廃棄物・リサイクル対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 （略）

二 特定有害廃棄物等（特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成四年法律第八号）に規定する特定有害廃棄物等をいう。）に係る輸出移動書類及び輸入

移動書類に係る届出の受理に関すること。

三〇九 (略)

十 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること(東北地方環境事務所に限る。)

十一 放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること(関東地方環境事務所を除く。)

十二 放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一号、第二十八号第二号ロ、第三十条第二号ロ及び第三号ロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること(関東地方環境事務所を除く。)

十三 放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること(関東地方環境事務所を除く。)

十四 指定廃棄物の指定に関すること(関東地方環境事務所を除く。)

十五 指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること(関東地方環境事務所を除く。)

の受理に関すること。

三〇九 (略)

十 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法(平成二十三年法律第九十九号)に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること(東北地方環境事務所に限る。)

十一 放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること。

十二 平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則(平成二十三年環境省令第三十三号。以下「放射性物質汚染対処特措法施行規則」という。)第六条、第八条第一項第一号及び第二号並びに第二項第一号及び第二号、第九条、第十一号、第二十八号第二号ロ、第三十条第二号ロ及び第三号ロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること。

十三 放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること。

十四 指定廃棄物(放射性物質汚染対処特措法第十九条に規定する指定廃棄物をいう。以下同じ。)の指定に関すること。

十五 指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること。

十六 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関する事（指定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。）（関東地方環境事務所を除く。）

十七〜三十二 （略）

（環境対策課の所掌事務）

第十条 環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜二十三 （略）

2 北海道地方環境事務所の環境対策課は、前項各号に掲げる事務のほか、第九条各号（第十号を除く。）に掲げる事務をつかさどる。

（放射能汚染対策課の所掌事務）

第十一条 放射能汚染対策課は、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関する事務をつかさどる。

（削る）

十六 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関する事（指定廃棄物の収集、運搬、保管又は処分に係るものに限る。）

十七〜三十二 （略）

（環境対策課の所掌事務）

第五条 環境対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一〜二十三 （略）

2 北海道地方環境事務所の環境対策課は、前項各号に掲げる事務のほか、第四条各号（第十号を除く。）に掲げる事務をつかさどる。

（放射能汚染対策課の所掌事務）

第六条 放射能汚染対策課は、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関する事務（廃棄物・リサイクル対策課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（除染対策第一課及び除染対策第二課の所掌事務）

第六条の二 除染対策第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 除染対策第二課の所掌事務に関する総合調整に関すること及び関係地方公共団体との連絡調整に関する事（他課の所掌に属するものを除く。）

二 放射性物質汚染対処特措法第三十一条第三項の規定による台帳の作成及び管理に関する事

(削る)

三 放射性物質汚染対処特措法に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（除染特別地域（同法第二十五条第一項の除染特別地域をいう。）に係る除染等の措置等（同項に規定する除染等の措置等をいう。）に係るものに限る。）。

四 前各号に掲げるもののほか、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

2 除染対策第二課を置く場合には、第二十九条に基づき、前項第二号から第四号までに規定する事務を分掌する。

（放射能汚染廃棄物対策第一課及び放射能汚染廃棄物対策第二課の所掌事務）

第六条の三 放射能汚染廃棄物対策第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（企画課及び減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

二 放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること。

三 放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二項第一号、第九条、第十一条、第二十八条第二号イ及びロ、第三十条第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること。

四 放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関する事。

五 指定廃棄物の指定に関する事。

六 指定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関する事（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

七 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関する事。

2 放射能汚染廃棄物対策第二課を置く場合には、第二十九条に基づき、前項第一号から第七号までに規定する事務を分掌する。

（減容化施設整備課の所掌事務）

（削る）

第六条の四 減容化施設整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 減容化施設（福島県の区域内において汚染廃棄物等（放射性物質汚染対処特措法第四十六条に規定する汚染廃棄物等をいう。以下同じ。）の減容化のための処理を行うために設置される施設（第六条の六第一号に規定する中間貯蔵施設を除く。）をいう。以下同じ。）の整備に係る調査並びに工事の設計、施工及び管理に関する事。

二 減容化施設の運営、保全その他の管理（減容化施設における汚染廃棄物等の保管及び処分を含む。）に関する事。

三 前二号に掲げるもののほか、減容化施設に係る事務及び事業に関する事。

(削る)

(除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課及び除染等推進第四課の所掌事務)
第六条の五 除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課及び除染等推進第四課を置く場合には、第二十九条の規定に基づき、第六条の二第一項第二号から第四号まで、第六条の第三項第一号から第七号まで、第六条の四第一号から第三号まで及び第六条の八第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

(削る)

(調査設計課の所掌事務)
第六条の六 調査設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中間貯蔵（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第二条第四項に規定する中間貯蔵をいう。）を行うために必要な施設（以下「中間貯蔵施設」という。）の整備に係る調査に関すること。

二 中間貯蔵施設の設計及び施工方法に関すること（工務課の所掌に属するものを除く。）。

三 前二号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に関する事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

(削る)

(工務課の所掌事務)
第六条の七 工務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中間貯蔵施設の整備に関する工事費の積算に関すること。

二 中間貯蔵施設の整備に関する工事の実施設計、施工その他の工事管理に関すること。

(削る)

(輸送課の所掌事務)
第六条の八 輸送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等（中間貯蔵・環境安全事業株式会社法第二条第二項に規定する福島県内除去土壌等という。以下同じ。）の輸送に関する企画及び調整に関すること。
- 二 中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に係る環境対策及び安全対策に関すること。
- 三 中間貯蔵施設へ輸送する福島県内除去土壌等の管理及び輸送車両の運行管理に関すること。

(削る)

(管理課の所掌事務)
第六条の九 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中間貯蔵施設に係る電力、水及び情報通信の確保に関すること。
- 二 中間貯蔵施設の運営、保全その他の管理に関すること。

(削る)

(用地総括課の所掌事務)
第六条の十 用地総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中間貯蔵施設の整備に係る土地又は土地に関する所有権以外の権利（以下「土地等」という。）の買収及び寄附並びに地上物件の移転又は引渡し（以下「移転等」という。）並びにこれらに伴う損失補償に関する事務の総括に関すること。

(削る)

- 二 中間貯蔵施設の整備に係る用地の予算の管理に関する事。
- 三 中間貯蔵施設の整備に係る公共物の管理に関する事。
- 四 前各号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等並びにこれらに伴う損失補償に関する事務で他課の所掌に属しないものに関する事。

(用地審査課の所掌事務)

第六條の十一 用地審査課は、中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に伴う損失補償に係る審査に関する事務をつかさどる。

(削る)

(用地補償第一課及び用地補償第二課の所掌事務)

第六條の十二 用地補償第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に関する事。
- 二 前号に掲げる事務に伴う損失補償に関する事。
- 三 中間貯蔵施設の整備に係る土地又は建物の借入に関する事。
- 2 用地補償第二課を置く場合には、第二十九條に基づき、前項第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

(中間貯蔵施設整備推進課の所掌事務)

第六條の十三 中間貯蔵施設整備推進課を置く場合には、第二十九條に基づき、第六條の六第一号から第四号まで、第六條の七第一

(削る)

第十二条～第二十九条 (略)

(総務部に置く課)

第三十条 総務部に、次に掲げる課を置く。

総務課

渉外広報課

企画課

経理課

(総務課の所掌事務)

第三十一条 総務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 機密に関すること。
- 二 人事並びに教養及び訓練に関すること。
- 三 所長の官印及び所印の保管に関すること。
- 四 機構及び定員に関すること。
- 五 公文書類の接受、発送、編集及び保存に関すること。
- 六 地方環境事務所の保有する情報の公開に関すること。

号及び第二号、第六条の八第一号から第三号まで、第六条の十第二号から第四号まで、第六条の十一並びに第六条の十二第一項第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

第七条～第二十四条 (略)

(新設)

(新設)

七 地方環境事務所の保有する個人情報保護に関すること。

八 地方環境事務所の所掌事務に関する総合調整に関すること（
渉外広報課及び企画課の所掌に属するものを除く。）。

九 情報システムの管理に関すること。

十 職員の衛生、医療その他の福利厚生に関すること。

十一 職員に貸与する宿舎に関すること。

十二 庁内の管理に関すること。

十三 前各号に掲げるもののほか、地方環境事務所の所掌事務で
他の所掌に属しないものに関すること。

（渉外広報課の所掌事務）

第三十二条 渉外広報課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方環境事務所の広報及びリスクコミュニケーションに関する
政策の企画及び立案に関する総合調整並びに渉外に関するこ
と。

二 放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質によ
る健康への影響に関する健康管理及び健康不安対策の支援に関
すること。

（企画課の所掌事務）

第三十三条 企画課は、地方環境事務所の所掌事務に関する政策の
企画及び立案に関する総合調整に関する事務をつかさどる。

（新設）

（新設）

(経理課の所掌事務)

第三十四条 経理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 経費及び収入の予算、決算及び会計に関すること。
- 二 国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。
- 三 東日本大震災復興特別会計の経理に関すること。
- 四 東日本大震災復興特別会計に属する国有財産の管理及び処分並びに物品の管理に関すること。

(環境再生・廃棄物対策部に置く課等)

第三十五条 環境再生・廃棄物対策部に、次に掲げる課を置く。

環境再生課

仮置場対策課

放射能汚染廃棄物対策課

減容化施設整備課

2 前項に掲げる課のほか、環境再生・廃棄物対策部に調整官二人を置く。

(環境再生課の所掌事務)

第三十六条 環境再生課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第一項に基づく土壌

(新設)

(新設)

(新設)

等の除染等の措置及び除去土壌の処理に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

二 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第二項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第四項及び第五十条第四項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること。

三 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、放射能汚染廃棄物対策課及び減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

四 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第四項において準用する放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第五十条第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（前号に係るものに限る。）。

五 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第三項及び第四項並びに第五十条第三項及び第四項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（特定廃棄物については、次号に係るものに限る。）。

六 放射性物質汚染対処特措法第十五条に基づく対策地域内廃棄物の収集及び運搬に関すること（建築物その他の工作物の全部又は一部を解体する工事に伴い生ずる対策地域内廃棄物に係るものに限り、放射能汚染廃棄物対策課及び減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

七 前二号に掲げるもののほか、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質による環境の汚染への対処に関する事

。務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）

（仮置場対策課の所掌事務）

第三十七条 仮置場対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 放射性物質汚染対処特措法第三十一条第三項に規定する台帳の作成及び管理に関すること。

二 仮置場の設計及び施工方法に関すること（除染特別地域に係るものに限る。）。

三 仮置場の保全その他の管理（仮置場における対策地域内廃棄物及び除去土壌等の保管を含む。）に関すること（除染特別地域に係るものに限る。）。

四 前二号に掲げるもののほか、仮置場に係る事務及び事業に関すること。

（放射能汚染廃棄物対策課の所掌事務）

第三十八条 放射能汚染廃棄物対策課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 指定廃棄物の指定に関すること。

二 特定廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（環境再生課及び減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

三 放射性物質汚染対処特措法第十六条に基づく報告の受理に関すること。

（新設）

（新設）

四 放射性物質汚染対処特措法第四十九条第二項及び第三項並びに第五十条第二項及び第三項に基づく報告徴収、立入検査及び収去に関すること（環境再生課の所掌に属するものを除く。）

五 放射性物質汚染対処特措法施行規則第六条、第八条第一項第一号及び第二項第一号、第九条、第十一条、第二十八条第二号イ及びロ、第三十条第二号イ及びロ並びに第三号イ及びロ、第三十二条第二号並びに第三十四条第二号に規定する確認に関すること。

六 放射性物質汚染対処特措法施行規則第十五条第十三号の規定による届出の受理に関すること。

七 前各号に掲げるもののほか、放射性物質汚染対処特措法に基づく事故由来放射性物質により汚染された廃棄物の処理に関する事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。

八 福島復興再生特別措置法第十七条の十七第三項に基づく認定特定復興再生拠点区域内廃棄物の収集、運搬、保管及び処分に関すること（環境再生課及び減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

九 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づく国による災害廃棄物の処理の代行に関すること。

（減容化施設整備課の所掌事務）

第三十九条 減容化施設整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 減容化施設の整備に係る調査並びに工事の設計、施工及び管

（新設）

理に関すること。

二 減容化施設の運営、保全その他の管理（減容化施設における特定廃棄物の保管及び処分を含む。）に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、減容化施設に係る事務及び事業に関すること。

（調整官の職務）

第四十条 調整官は、命を受けて、環境再生・廃棄物対策部の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

（中間貯蔵部に置く課等）

第四十一条 中間貯蔵部に、次に掲げる課を置く。

調査設計課

工務課

輸送課

管理課

用地総括課

用地審査課

用地補償第一課

用地補償第二課

（新設）

（新設）

中間貯蔵施設整備推進課

2 前項に掲げる課のほか、中間貯蔵部に調整官三人を置く。

(調査設計課の所掌事務)

第四十二条 調査設計課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中間貯蔵施設の整備に係る調査に関すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に関する事務及び事業に関すること（他課の所掌に属するものを除く。）。
- 三 中間貯蔵施設の設計及び施工方法に関すること（工務課の所掌に属するものを除く。）。
- 四 福島県内除去土壌等の減容及び再生利用に関すること（減容化施設整備課の所掌に属するものを除く。）。

(工務課の所掌事務)

第四十三条 工務課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中間貯蔵施設の整備に関する工事費の積算に関すること。
- 二 中間貯蔵施設の整備に関する工事の実施設計、施工その他の工事管理に関すること。

(輸送課の所掌事務)

第四十四条 輸送課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に関する企画及び調整に関すること。

(新設)

(新設)

(新設)

二 中間貯蔵施設への福島県内除去土壌等の輸送に係る環境対策及び安全対策に関すること。

三 中間貯蔵施設へ輸送する福島県内除去土壌等の管理及び輸送車両の運行管理に関すること。

(管理課の所掌事務)

第四十五条 管理課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中間貯蔵施設に係る電力、水及び情報通信の確保に関すること。

二 中間貯蔵施設の運営、保全その他の管理に関すること。

(用地総括課の所掌事務)

第四十六条 用地総括課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 中間貯蔵施設の整備に係る土地又は土地に関する所有権以外の権利(以下「土地等」という。)の買収及び寄附並びに地上物件の移転又は引渡し(以下「移転等」という。)並びにこれらに伴う損失補償に関する事務の総括に関すること。

二 中間貯蔵施設の整備に係る用地の予算の管理に関すること。

三 中間貯蔵施設の整備に係る公共物の管理に関すること。

四 前各号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等並びにこれらに伴う損失補償に関する事務で他課の所掌に属しないものに関すること。

(新設)

(新設)

(用地審査課の所掌事務)

第四十七条 用地審査課は、中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に伴う損失補償に係る審査に関する事務をつかさどる。

(新設)

(用地補償第一課及び用地補償第二課の所掌事務)

第四十八条 用地補償第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

(新設)

一 中間貯蔵施設の整備に係る土地等の買収及び寄附並びにこれに伴う地上物件の移転等に関すること。

二 前号に掲げる事務に伴う損失補償に関すること。

三 中間貯蔵施設の整備に係る土地又は建物の借入れに関すること。

2 用地補償第二課を置く場合には、第五十三条に基づき、前項第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

(中間貯蔵施設整備推進課の所掌事務)

第四十九条 中間貯蔵施設整備推進課を置く場合には、第五十三条に基づき、第四十二条第一号から第四号まで、第四十三条第一号及び第二号、第四十四条第一号から第三号まで、第四十六条第二号から第四号まで、第四十七条並びに第四十八条第一項第一号から第三号までに規定する事務を分掌する。

(新設)

(調整官の職務)

第五十条 調整官は、命を受けて、中間貯蔵部の所掌事務に関する重要事項の企画及び立案に参画する。

(新設)

(削る)

(削る)

(削る)

(地方環境事務所に置く支所)

第五十一条 福島地方環境事務所に、支所を置く。

2 支所の名称、位置及び管轄区域は、次の表のとおりとする。

名称	位置	管轄区域
県北支所	福島市	福島市、二本松市、伊達市、本宮市、伊達郡、安達郡、相馬郡のうち飯舘村
県中・県南支所	郡山市	郡山市、白河市、須賀川市、田村市、岩瀬郡、西白河郡、東白川郡、石川郡、田村郡、双葉郡のうち

(技術企画官の職務)

第二十五条 技術企画官は、除染及び廃棄物処理に関する技術的事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(放射線健康管理官の職務)

第二十六条 放射線健康管理官は、福島県における放射線による健康への影響に関する健康管理及び健康不安対策の支援に関する事務を行う。

(中間貯蔵技術企画官の職務)

第二十七条 中間貯蔵技術企画官は、中間貯蔵に関する技術的事項の企画及び立案並びに調整に関する事務を行う。

(新設)

事務	地方環境事務所	区域	<p>3 支所は、第五十三条に基づき、第三十六条第一号から第七号、第三十七条第一号から第四号、第三十八条第一号から第九号及び第四十四条第一号から第三号に規定する事務を分掌する。</p> <p>(管轄区域の特例)</p> <p>第五十二条 次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)第四十九条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所(当該地方環境事務所)に、支所を置く場合は、地方環境事務所及び支所が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。</p>	浜通り北支所	南相馬市	相馬市、南相馬市、双葉郡のうち浪江町、相馬郡のうち新地町
				浜通り南支所	双葉郡広野町	会津若松市、いわき市、喜多方市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡、双葉郡のうち広野町、檜葉町、川内村及び大熊町

事務	地方環境事務所	区域	<p>(管轄区域の特例)</p> <p>第二十八条 次の表の上欄に掲げる事務に関しては、環境省組織令(平成十二年政令第二百五十六号)第四十九条第一項の規定にかかわらず、同表の中欄に掲げる地方環境事務所が、同表の下欄に掲げるそれぞれの区域を管轄するものとする。</p>			

第八条第十三号及
び第十四号、第九
条第一号から第九
号まで及び第十七
号から第三十二号
まで、第十条第一
項第一号から第二
十一号まで、第十
二条第一号から第
五号まで、第七号
及び第十八号から
第二十一号まで、
第十三条第一号か
ら第十一号まで、
第二十号、第二十
一号及び第二十七
号から第三十九号
まで並びに第十四
条第一号、第二号
、第四号、第八号
、第九号及び第十
一号から第十三号
までに掲げる事務
（第十二条第十八
号、第十九号及び
第二十一号並びに
第十四条第八号に
ついては国立公園
に係るものを、第
十三条第三十八号
及び第三十九号並

(略)

(略)

第三条第十三号及
び第十四号、第四
条第一号から第十
号まで及び第十七
号から第三十二号
まで、第五条第一
項第一号から第二
十一号まで、第七
条第一号から第五
号まで、第七号及
び第十八号から第
二十一号まで、第
八条第一号から第
十一号まで、第二
十号、第二十一号
及び第二十七号か
ら第三十九号まで
並びに第九条第一
号、第二号、第四
号、第八号、第九
号及び第十一号か
ら第十三号までに
掲げる事務（第七
条第十八号、第十
九号及び第二十一
号並びに第九条第
八号については国
立公園に係るもの
を、第八条第三十
八号及び第三十九
号並びに第九条第

(略)

(略)

<p>びに第九条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十四条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。</p>	<p>(削る)</p>	<p>第十二条第八号から第十九号まで及び第二十一号並びに第十四条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務(第十二条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十四条第八号及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
		<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

<p>十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第九条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。</p>	<p>第六条の二第一項第四号に掲げる事務</p>	<p>第七条第八号から第十九号まで及び第二十一号並びに第九条第五号から第八号まで及び第十三号に掲げる事務(第七条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第九条第八号及び第十三号については、国立公園に係るものに限る。)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
	<p>福島地方環境事務所 岩手県及び宮城県内の区域</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

(雑則)

第三十六条第七号に掲げる事務	第十三条第十二号から第十九号まで、第二十二号から第二十六号まで、第三十八号及び第三十九号並びに第十四条第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務(第十三条第三十八号及び第三十九号並びに第十四条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。)			(略)	(略)
	福島地方環境事務所及び県北支所の区域	(略)	(略)	(略)	(略)

(雑則)

(新設)	第八条第十二号から第十九号まで、第二十二号から第二十六号まで、第三十八号及び第三十九号並びに第九条第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務(第八条第三十八号及び第三十九号並びに第九条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。)			(略)	(略)
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

第五十三条 この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、地方環境事務所長が環境大臣の承認を受けて定める。

附 則

(次長の設置期間の特例)

第二条 第一条の次長は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(放射能汚染対策課の設置期間の特例)

第三条 第七条第一項の放射能汚染対策課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(国立公園利用企画官の設置期間の特例)

第四条 第七条第二項の国立公園利用企画官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

(総務課の設置期間の特例)

第五条 第三十条の総務課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(涉外広報課の設置期間の特例)

第六条 第三十条の涉外広報課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

(企画課の設置期間の特例)

第七条 第三十条の企画課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

第二十九条 この省令に定めるもののほか、事務分掌その他組織の細目は、地方環境事務所長が環境大臣の承認を受けて定める。

附 則

(首席調整官及び調整官の設置期間の特例)

第二条 第一条の二第一項の首席調整官及び調整官のうち五人は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

2 第一条の二第一項の調整官のうち一人は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

(庶務課の設置期間の特例)

第三条 第二条第一項の庶務課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(企画課の設置期間の特例)

第四条 第二条第一項の企画課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(経理課の設置期間の特例)
第八条 第三十条の経理課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(環境再生課の設置期間の特例)
第九条 第三十五条第一項の環境再生課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(仮置場対策課の設置期間の特例)
第十条 第三十五条第一項の仮置場対策課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

(放射能汚染廃棄物対策課の設置期間の特例)
第十一条 第三十五条第一項の放射能汚染廃棄物対策課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(減容化施設整備課の設置期間の特例)
第十二条 第三十五条第一項の減容化施設整備課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(経理課の設置期間の特例)
第五条 第二条第一項の経理課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(放射能汚染対策課の設置期間の特例)

第六条 第二条第一項の放射能汚染対策課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

(除染対策第一課の設置期間の特例)

第七条 第二条第一項の除染対策第一課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(除染対策第二課の設置期間の特例)

第八条 第二条第一項の除染対策第二課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

(放射能汚染廃棄物対策第一課の設置期間の特例)

第九条 第二条第一項の放射能汚染廃棄物対策第一課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(放射能汚染廃棄物対策第二課の設置期間の特例)

第十条 第二条第一項の放射能汚染廃棄物対策第二課は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

(新設)

(減容化施設整備課の設置期間の特例)

第十一条 第二条第一項の減容化施設整備課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(削る)

(調整官の設置期間の特例)

第十三条 第三十五条第二項及び第四十一条第二項の調整官は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(調査設計課の設置期間の特例)

第十四条 第四十一条第一項の調査設計課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(工務課の設置期間の特例)

第十五条 第四十一条第一項の工務課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(輸送課の設置期間の特例)

第十六条 第四十一条第一項の輸送課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(管理課の設置期間の特例)

第十七条 第四十一条第一項の管理課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(用地総括課の設置期間の特例)

第十八条 第四十一条第一項の用地総括課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課及び除染等推進第四課の設置期間の特例)

第十二条 第二条第一項の除染等推進第一課、除染等推進第二課、除染等推進第三課及び除染等推進第四課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

(新設)

(調査設計課の設置期間の特例)

第十三条 第二条第一項の調査設計課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(工務課の設置期間の特例)

第十四条 第二条第一項の工務課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

(輸送課の設置期間の特例)

第十五条 第二条第一項の輸送課は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(管理課の設置期間の特例)

第十六条 第二条第一項の管理課は、平成三十年三月三十一日まで置かれるものとする。

(用地総括課の設置期間の特例)

第十七条 第二条第一項の用地総括課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(用地審査課の設置期間の特例)

第十九条 第四十一条第一項の用地審査課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(用地補償第一課及び用地補償第二課の設置期間の特例)

第二十条 第四十一条第一項の用地補償第一課及び用地補償第二課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例)

第二十一条 第四十一条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所の設置期間の特例)

第二十二条 第五十一条第二項の県北支所、県中・県南支所、浜通り南支所及び浜通り北支所は、平成三十三年三月三十一日まで置かれるものとする。

(削る)

(削る)

(削る)

(用地審査課の設置期間の特例)

第十八条 第二条第一項の用地審査課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(用地補償第一課及び用地補償第二課の設置期間の特例)

第十九条 第二条第一項の用地補償第一課及び用地補償第二課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(中間貯蔵施設整備推進課の設置期間の特例)

第二十条 第二条第一項の中間貯蔵施設整備推進課は、平成三十一年三月三十一日まで置かれるものとする。

(新設)

(国立公園利用企画官の設置期間の特例)

第二十一条 第二条第二項の国立公園利用企画官は、平成三十四年三月三十一日まで置かれるものとする。

(技術企画官及び放射線健康管理官の設置期間の特例)

第二十二条 第二条第二項の技術企画官及び放射線健康管理官は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

(中間貯蔵技術企画官の設置期間の特例)

第二十三条 第二条第二項の中間貯蔵技術企画官は、平成三十二年三月三十一日まで置かれるものとする。

附 則
この省令は、平成三十年四月一日から施行する。